

岩手県告示第 400 号

岩手県県民生活安定緊急対策本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県県民生活安定緊急対策本部設置要綱の一部を改正する告示

岩手県県民生活安定緊急対策本部設置要綱（昭和 48 年岩手県告示第 1723 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支部)</p> <p>第 7 地方振興局ごとに本部の支部を置く。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 支部長は、<u>地方振興局長</u>をもって充て、副支部長は、<u>地方振興局の物価対策の事務を所掌する部の長</u>をもって充てる。</p> <p>5 支部員は、<u>地方振興局の前項に規定する部以外の部の長</u>、<u>農業改良普及センター所長及び家畜保健衛生所長</u>をもって充てる。</p>	<p>(支部)</p> <p>第 7 <u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局</u>（以下「<u>広域振興局等</u>」という。）ごとに本部の支部を置く。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 支部長は、<u>広域振興局等の長</u>をもって充て、副支部長は、<u>広域振興局にあつては物価対策の事務を所掌する副局長、広域振興局総合支局及び地方振興局にあつては物価対策の事務を所掌する部の長</u>をもって充てる。</p> <p>5 支部員は、<u>広域振興局にあつては前項に規定する副局長の所管する地域支援課及び部の長、広域振興局総合支局及び地方振興局にあつては前項に規定する部以外の部の長、農業改良普及センター所長及び家畜保健衛生所長</u>をもって充てる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。